

鎌倉市立小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

鎌倉市では、平成19年度から学校給食調理等業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術、知識及び実績を兼ね備えた事業者を選考するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市立小学校給食調理等業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌倉市立小学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年（2031年）3月31日まで

(4) 対象

ア 鎌倉市立第一小学校及び鎌倉市立腰越小学校

イ 鎌倉市立西鎌倉小学校及び鎌倉市立玉縄小学校

アとイは各々選考するので、受託を希望する学校を選択し、応募すること。

なお、アとイの両方応募することも可能とする。

(5) 事業費限度額

ア 業務の事業費限度額は309,155,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

イ 業務の事業費限度額は335,533,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部学務課給食担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所第4分庁舎1階

電話：0467-61-3804（直通）

メールアドレス：kyushoku@city.kamakura.kanagawa.jp

5 参加資格

プロポーザルに参加するためには、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 鎌倉市の競争入札参加資格者名簿に営業種目「給食業務委託」で登録されている者で、この「給食業務委託」の希望順位が1位であること。
- (2) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準(令和2年5月11日)の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (8) 過去5年以内に、神奈川県内又は東京都内の公立小中学校において、本業務の内容と同程度の業務を、元請として受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。
- (9) 過去5年以内に、神奈川県内又は東京都内の公立小中学校において、本業務の内容と同程度の業務を受託する中で、受注者側に起因する事情により契約解除となった実績がないこと。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとします。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和7年(2025年)12月5日(金)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和7年(2025年)12月5日(金)から12月18日(木)での休日を除く午前9時から午後5時までに学務課に持参するか、郵送(令和7年12月18日(木)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和7年(2025年)12月5日(金)から12月12日(金)午後5時まで ※メール送信後、学務課に送信確認の電話をしてください。 ※回答は、令和7年12月16日(火)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出(電子メール)	令和7年(2025年)12月16日(火)から令和7年12月25日(木)午後5時までに、学務課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和8年(2026年)1月13日(火)を予定
結果通知	令和8年(2026年)1月30日(金)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申込み・資格審査

このプロポーザルに参加する場合は、参加申込みに必要な書類を提出してください。

なお、提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できないことがあります。

(1) 参加申込期間（再掲）

令和7年(2025年)12月5日(金)から12月18日(木)まで

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式1 ※押印不要
②	業務実績書	指定様式2
③	誓約書	指定様式3
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(3) 提出方法

参加申込期間での休日を除く午前9時から午後5時までに学務課給食担当に持参するか、郵送（必着）で提出してください。

(4) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をしていただいた全ての事業者に令和7年(2025年)12月22日(月)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合、質問票（指定様式4）を提出してください。

(1) 受付期間（再掲）

令和7年(2025年)12月5日(金)から12月12日(金)まで

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、電子メールに添付して学務課給食担当に提出してください。

※メール送信後、学務課給食担当に受信確認の電話をしてください。

(3) 質問への回答

質問及び回答の内容は、令和7年12月16日(火)までに本市ホームページ上にて公開します。

9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を提出してください。

(1) 提案書等提出期間（再掲）

令和7年(2025年)12月16日(火)から令和7年12月25日(木)

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル 届出書	指定様式5
②	提案書	任意様式（A4 片面換算で 30 ページ程度まで） ※提案内容は、文章・図表等により簡潔かつ明瞭に記述 してください。 ※作成にあたっては、別紙「仕様書」の内容を踏まえ、 「審査基準」の項目に沿って記載すること。
③	見積書	任意様式。本業務に係る費用を見積もること。
④	その他	会社概要等が分かる書類等
(提出書類作成に関する注意事項)		
<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の全てを電子データ（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PDF 等）として、CD-R に保存すること。 ・電子保存の際は、正本（①～④）、副本（②～④）に分けること。（正副それぞれ 1 つの電子ファイルにまとめる、もしくは、正副でフォルダを分けるなどの方法は問わない） ・正本だけに事業者名や担当者を入れ、副本には、事業者名、担当者名及び事業者が特定できる箇所を全てマスキング（黒塗り）し、提出者が分からぬような処理を施すこと。 		

(3) 提出方法

電子メールに添付して、学務課給食担当に提出してください。電子メールの表題は「提案書（事業者名）」としてください。メール送信後、学務課給食担当に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大きく送信エラーとなる場合、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

10 プрезентーション（プロポーザルに係るヒアリング）

参加事業者は、提出した提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

(1) プrezentation 実施日（再掲）

令和8年(2026 年)1月 13 日(火)(予定)

※実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行います。

(2) プrezentation 会場等

時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(3) プrezentation 出席者

3 名以内での出席をお願いします。

なお、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者のうち、主となる者が行うことをとします。会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

(4) プrezentation方法

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度。質疑応答の内容により時間変更あり)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現は行わないでください。

なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合、学務課給食担当に事前に連絡をお願いします。その他説明に必要なものは、事業者が用意することとします。

(5) プrezentationの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます

(6) その他

審査内容は非公開とします。

11 選定方法

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、鎌倉市立小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が次のとおりに選定を行います。

(1) 契約予定事業者の選定

各委員が選定基準により採点の上、最高得点者を契約予定事業者(最優秀提案者)として決定し、次に高かった者を次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、委員会で協議の上、決定します。また、参加事業者が1者の場合でも選定を行います。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合若しくは満点の60%以上の評価をした委員が過半数に達しない場合には、事業者として選定しません。

(2) 選定における評価基準

別紙「鎌倉市立小学校給食調理等業務委託審査基準」のとおり。

12 結果の公表

選定結果については、契約締結後、本市ホームページで公表するとともに、令和8年(2026年)1月30日(金)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知します(予定)。

13 契約締結等

最優秀提案者との契約は、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、事業費限度額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定した上で締結するものとします。契約にあたっては、契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

なお、協議に必要な資料は提案者が作成するものとします。

また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

14 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるものほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為や提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、組織内で複写・配付を行う場合があります。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（指定様式 6）」を提出するものとします。
- (8) この業務委託の契約においては、契約書の作成が必要となります。契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市財務規則（平成 7 年規則第 34 号）等関係法令の定めるところによります。